

京都市社会福祉審議会組織構成

京都市社会福祉審議会

○社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法（以下「法」という。）第7条第1項に基づき設置

※ 波線は法により設置義務がある，又は法等に基づき社会福祉審議会等に意見を聴くこととされている事項等処理するため設置する専門分科会

①民生委員審査専門分科会

○民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため設置

②身体障害者福祉専門分科会

○身体障害者の福祉に関する事項の調査審議するため設置

※ 障害者総合支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等に係る意見聴取を行う。

③審査部会

○身体障害者の障害の程度の審査に関する調査審議のため設置

④福祉施策のあり方検討専門分科会

○福祉施策推進のための基本理念，共通する基本方針を調査審議するため設置

⑤地域福祉専門分科会

○地域福祉の推進に関する事項を調査審議する。

⑥社会福祉充実計画審査専門分科会

○社会福祉事業等へ再投下可能な財産を保有する社会福祉法人が作成した「社会福祉充実計画」を審査する。

⑦ひきこもり支援の在り方検討専門分科会

○本市におけるひきこもり支援等の在り方に関する事項を調査審議する。